

傍 聴 要 領

千葉県水産振興審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入して、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、当日、会議開始30分前から5分前まで先着順で行い、定員になり次第終了します。また、定員に満たない場合であっても、会議開始予定時間をもって受付を終了します。なお、受付開始時に既に定員を超えている場合は抽選とします。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 定められた場所において傍聴すること。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (3) みだりに発言し、または騒ぎ立てる等議事の妨害となる言動をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、会長は退場を命じることがあります。